

国立大学法人京都大学内部監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、公正調査監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、<u>書面審査</u>により行うことができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(監査の実施)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、<u>書面審査</u>により行うことができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>